


所得合算メリットで注目される 匿名組合の活用と税務

税理士・公認会計士
後 宏 治



I 連結納税制度の創設と 匿名組合

平成14年1月17日、「平成14年度税制改正の要綱」が閣議決定され、この4月1日から連結納税制度が導入されることが事実上決まった。連結納税制度に係る法人税法改正案は、平成14年5月中旬に第154国会に提出され、成立はその通常国会終盤の6月頃になると予想されている。

ただ、この制度は、経済界が期待していたような便利な制度にはなっておらず、かなり使い勝手の悪いものになっている。すなわち、以下に述べるようなメリット・デメリットがあり、多くの企業では、デメリットがメリットを上回ると考えられている。上場企業等も制度適用を見送る企業が続出し、今後、この制度の改善状況を見極めながら採用するという企業が大多数である。

連結納税の主なメリットは、連結グループ会社の所得が合算されることである。連結納

税とは、企業グループ内の個々の法人の所得金額と欠損金額を合算して法人税を課税する仕組みをいう。したがって、連結納税グループの各会社に生じた所得や欠損は、単体企業内の事業部に生じた所得や欠損と同じようにすべて合算される。今まで別法人ということでも課税所得の赤字と黒字を通算することができず、グループ全体では非効率な納税を行っていた企業グループが、連結納税制度を採用すると、グループ全体での納税額が減少することになる。これが連結納税の最大のメリットだと考えられる。

他方そのデメリットは、①連結付加税2%、②みなし事業年度による事務負担増加、③連結グループ内取引の時価取引の強制、④連結グループ間寄附金の全額損金不算入、⑤連結納税適用時や連結グループ加入時における子会社の資産、負債の時価評価損益課税、⑥連結子会社の繰越欠損金の切捨てなど多数に及ぶ。

これらのデメリットは、連結納税制度の開始に伴う税収減に対応するため、増税策として定められたものが多い。したがって、連結

納税制度が必ずしも各グループ企業には有利なものであるとはいえず、現時点では、税負担が増す制度だとして一般に認識されている。

そこで、連結納税制度のメリットを享受しつつ、デメリットを回避する手段がないかが問題となる。すなわち、連結納税の大きなメリットである所得の合算を実現し、その他の制限が少ない制度の有無が模索されるのである。

この点で、注目されるのが匿名組合である。本稿では、匿名組合の基本的事項を説明し、実務上での応用例を紹介した上で、税務上の留意点を解説する

II 匿名組合の基本事項と法務

① 匿名組合の法的位置付け

匿名組合とは、当事者の一方である匿名組合員が、他の一方である営業者の営業のために出資をなし、その営業から生じる利益を分配すべきことを約束する契約をいう。匿名組合の直接的な法的基礎は、商法による匿名組合契約である。商法535条には、「匿名組合契約ハ当事者ノ一方カ相手方ノ営業ノタメニ出資ヲ為シ其営業ヨリ生スル利益ヲ分配スベキコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」と定められている。

匿名組合制度の本質は、「共同出資による企業形態」である。すなわち、匿名組合の経済的な機能は、資本を有する者が、社会的な地位や職業の関係から、共同事業者として名前を明らかにすることを避けたい場合に、経営の才のある者に出資をして、共同で事業を行う点がその本質である。具体的には、昭和20年代に流行ったヤミ金融を考えればイメージが得られるであろう。資金の余裕ある者が、自らの名前を明らかにせず、ヤミ金融業に出

資をして、高額の利益の分配にあずかろうとし、ヤミ金融の事業そのものは、資本力はないが経営能力のある人が行うのである。

② 匿名組合の特色

匿名組合の特色は、「匿名」が意味するように、匿名組合員が営業者の背後に隠れ、対外的には営業者の単独企業として現れることである。営業者に出資された全財産は営業者の単独所有とされ、その経営は営業者の単独事業となる。匿名組合員は出資をただで、利益の分配と事業終了時の残余財産の分配を請求する権利を有するのみであり、事業経営に関与する権限は有していない。

匿名組合出資は金銭その他の財産の出資のみが許され、労務や信用を出資することはできない。この出資は営業者では預かり金で処理され、営業者の所得にはならない。

また、営業者は商人であれば、個人でも、法人でもかまわない。匿名組合員は商人、非商人を問わず、法人でも個人でもよい。

商法上、営業者はその営業から生ずる利益を分配する義務を負う。この場合の利益とは損益法的な利益ではなく、営業年度の期首財産額と期末財産額の増加額で計算される財産法的な利益であることに注意が必要である。匿名組合員への利益の分配割合は、匿名組合契約で定めることになる。その定めがないときには、任意組合と同様に各当事者の出資割合に応じて定まるものと一般に解されている。

利益が生じたときには、匿名組合員は利益分配請求権を有する。逆に損失が生じたときには、匿名組合契約により損失分担義務を負うかどうか定まる。したがって、損失の分担しないという契約も有効であり、利益のみの分配を受けることも可能である。ただし、損失分担に特段の定めがない場合には、分担

の定めがあると推定され、分担割合についても定めていない場合には、上述の利益分配割合と同じであると推定される。

なお、損失が出資額を超える場合、特約がなければ出資額を超えて損失を分担することはないというのが通説的見解である。したがって、この意味で、匿名組合出資は有限責任であると解されている。実務的には、損失が当初の出資額を上回る場合には、追加出資が必要とされる条項が付されるケースが多い。

Ⅲ 匿名組合の税務

匿名組合の課税関係については、法人税法や所得税法には規定がなく、法人税基本通達及び所得税基本通達で取扱いが明らかにされているだけである。

●法人税基本通達14-1-3（匿名組合契約に係る損益）

法人が匿名組合員である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、現実に利益の分配を受け、又は損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約によりその分配を受け又は負担をすべき部分の金額をその計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入し、法人が営業者である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、その利益の額又は損失の額から匿名組合契約により匿名組合員に分配すべき利益の額又は負担させるべき損失の額を控除した残額を当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

●所得税基本通達36・37共-21（匿名組合の組合員等の所得）

匿名組合の組合員が当該組合の営業者から受ける利益の分配は、当該営業者の営業の内容に従い、事業所得又はその他の各種所得とする。ただし、営業の利益の有無にかかわらず一定額又は出資額に対する一定割合により分配を受けるものは、賃金の利子として事業所得又は雑所得とする。

匿名組合の営業者が組合員に分配する利益の額は、当該営業者のその営業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入する。

◇ 1 匿名組合と営業者の税務の特色

匿名組合の税務において特徴的なのは、営業者において課税されることがなく、匿名組合員が課税されることである。すなわち、匿名組合そのものは、法人格もなく、人格のない社団・財団にも該当しないため、匿名組合それ自体が所得の帰属者として納税義務者になることはない。匿名組合で得られた所得は営業者と匿名組合員がそれぞれ納税義務者となる。ところが、営業者で損益の全部又は一部を組合員に分配する場合、営業者が法人の場合にはその分配すべき額を損金に算入でき、営業者が個人の場合には必要経費に算入できる。

したがって、実質的には営業者段階での課税が行われず、匿名組合員にのみ課税が生ずることになる。もちろん、営業者に留保された所得については、通常どおり課税を受けるが、税引き前の所得を全額分配すれば、留保される利益はなくなり、結果として営業者が課税されることはない。つまり、匿名組合を用いると、二重課税が排除され、所得がパスルーされるのである。その理由は、匿名組合の実態が、外部的には営業者の単独の事業であるが、内部的には共同事業であるためと一般に理解されている。

上記のように、営業者の課税関係は、それが法人であれ個人であれ、損益の分配（すべき）額は損金、又は必要経費に算入される。

◇ 2 匿名組合員の税務の特色

① 組合員が法人の場合

他方、匿名組合員が法人である場合には、現実に利益の分配を受けたり損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約による分配割合に応じて利益又は損失を認識しなくてはならない。

② 組合員が個人の場合

匿名組合員が個人である場合には、その所得区分が問題になる。上記通達には、営業者の営業の内容に従い事業所得又は各種所得とすると定められている。しかし、営業の利益の有無にかかわらず、一定額又は出資の一定割合の分配を受ける場合には、匿名組合の実態は、利益に応じて分配を受ける「共同事業」ではなく、単なる資金の貸付けであり「貸金の利子」であると考えられる。そのため、出資行為がその匿名組合員の事業であれば事業所得、そうでなければ雑所得として課税される。

個人の所得区分が雑所得とされる場合には、分配を受けた損失により雑所得がマイナスになっても他の所得との損益通算は認められていない点に留意が必要である。

なお、匿名組合員が10人以上である等一定の場合には、営業者は組合員への利益の分配について20%の源泉徴収が必要である。

以上、匿名組合の税務では、二重課税が排除される点が最大の特色である。

IV 匿名組合の典型的な利用例

◇ 1 不動産証券化スキームにおける利用

匿名組合はさまざまな投資スキームに利用されるが、一般によく見られるのが不動産の証券化スキームの際の匿名組合の活用である。

不動産の証券化とは、不動産の運用や処分による収益を、証券化された不動産の複数の投資家に分配する仕組みのことをいう。不動産を所有する法人（＝オリジネーター）が不動産の運用主体となる投資ヴィークル（＝運用媒体）に不動産を売却し、投資ヴィークルは購入した資産を担保に証券の発行を行う。投資家はその証券を購入し、資産の運用益を出資額に応じて受け取る。不動産を所有している法人は、投資ヴィークルが証券を発行して得た資金を資産の売却代金として受け取る。投資ヴィークルが発行する証券は、社債や株式である。そのため、投資単位が少額化し、流通性も良くなる。不動産の所有法人からみると、不動産の証券化は不動産を資金調達に用いる手段であると考えられている。

投資ヴィークルのことをSPV（Special Purpose Vehicle）といい、具体的には、匿名組合、特別目的会社、特定目的会社、信託、投資法人等さまざまな形態がある。

ところで、これらのうち圧倒的に活用されるのが、有限会社と匿名組合を組み合わせたもので、現在組成されているスキーム全体の60～70%を占めているといわれる（注）。

しかし、このスキームは若干複雑であり、匿名組合の機能を理解するには有用ではない。不動産の証券化の先駆けとなった「不動産特定事業法の匿名組合方式」の方が簡単であり、匿名組合の特徴を理解するのに有用である。また、営業者が投資家との間で匿名組合契約を結び、不動産事業を行うという基本的な仕組みは、前述の有限会社と匿名組合を組み合わせたスキームと同じであるため以下では不動産特定事業法の匿名組合方式の概観を行う。

その基本的な仕組みは図表-1のようになる。

- ① 投資家は営業者と匿名組合契約を結び、金銭出資を行う。
- ② 営業者は匿名組合出資金を基礎として必要とあらば他から資金を調達して、不動産を取得し、賃貸等により運用する。
- ③ 営業者は運用損益を匿名組合員である各投資家に分配する。
- ④ 一定期間経過後、営業者は不動産を一括売却し、各投資家に売却代金、売却損益を分配する。

①において、営業者は受け入れた出資金を「預り金」勘定で処理する。

また、②において取得する不動産は、通常、その営業者(不動産会社になることが多い。)がすでに所有している賃貸用ビルなどが対象になることが多い。この場合、営業者の所有する対象物件については、所有権が移動せず、営業者は引き続き対象物件を所有し、その営業者単独で事業を行うことになる。したがって、営業者は不動産の売却損益を計上することはない。営業者は、対象不動産を匿名組合勘定に分別経理し、賃貸収入を匿名組合勘定に計上する。営業者は、その収入から各種費用を差し引き、匿名組合員に損益の分配を行

う。この分配額は営業者の損金とされ、分配されずに残った損益があればそれについて通常の法人税が課されることになる。

②において取得する不動産は、不動産会社が自ら保有する物件を事業対象とせず、出資を集めてから他社所有物件を買収することもある。この場合、他社は不動産の売却損益を計上することになる。

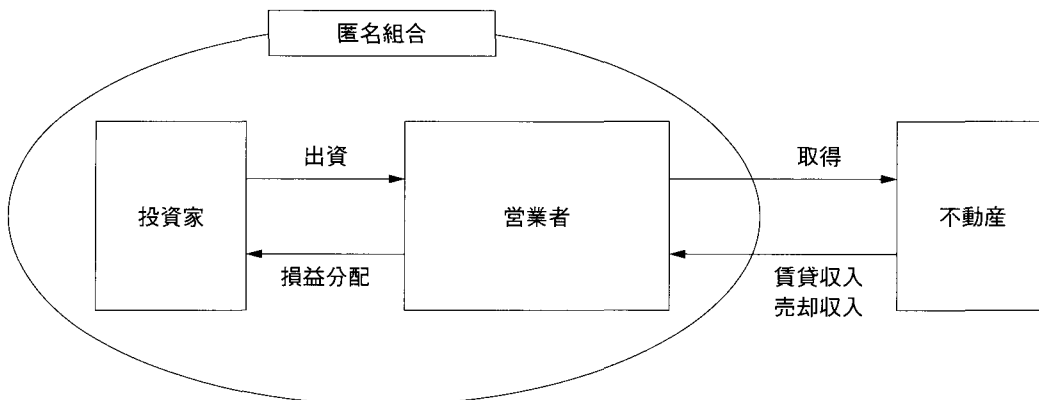
さらに、営業者は既存の法人になることもあれば、その事業のみを行う新設法人を設立し、その新設法人が営業者になる場合もある。

特に、自社保有物件のオフバランスを図るために行われる不動産の証券化では、通常、連結対象にならない(新設)関連会社を利用して、匿名組合の営業者とし、自社では売却損益を計上するスキームがとられることが多い。

以上のことから、不動産の証券化における匿名組合の利用の特徴は、次のように整理できる。

まず、営業者には既存法人になることもあるし、新設法人になることもある。既存法人が営業者になる場合、その法人が所有する不動産が事業の対象になることもあるし、他の法人から不動産を取得して事業の対象にすることもある。新設法人が営業者となる場合には、他の法人から不動産を取得するしかない。

図表-1 匿名組合を活用した不動産証券化スキーム

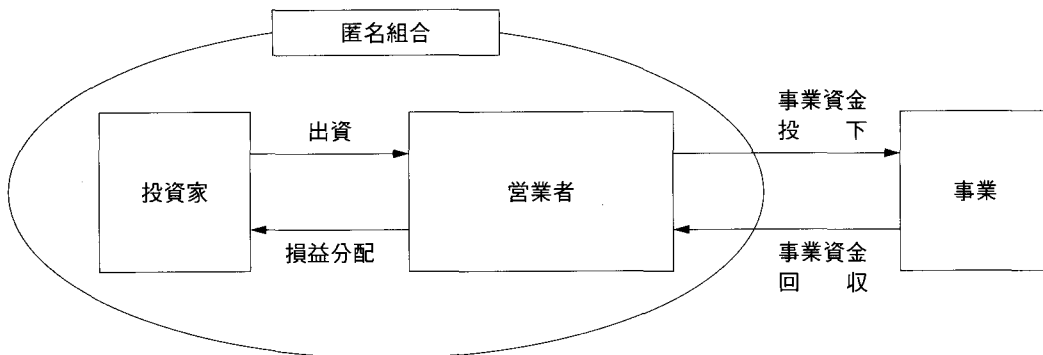


② その他の活用例

不動産の証券化において、匿名組合は以上のように利用されているが、営業者は不動産事業を行うことに注目したい。すなわち、不動産の証券化という、物理的な存在としての不動産の側面に目が奪われがちだが、その本質は、不動産の物理的な取得にあるのではなく、不動産事業を行うことにある。特定の不動産を取得し、賃貸し、最後には売却するという不動産「事業」に投資家は出資をしているのである。したがって、先の図表-1は次の図表-2のように不動産を事業に置き換えて考えるのが妥当である。

事業という観点から眺めると、匿名組合は、各種の集団投資スキームに利用される。航空機を取得し、賃貸し売却する事業を行う「レバレッジド・リース」や、ワインを取得し、その値上がりを待つワイン投資事業を行う「ワイン投資ファンド」、将来有望なベンチャー企業への投資事業を行う「ベンチャー投資ファンド」、リスクの高いコンピュータソフト開発のための共同事業、CG制作のための共同事業等、さまざまな事業（もともと、向き不向きの事業は当然あるが）の資金調達のために匿名組合は利用されている。

図表-2 匿名組合を活用した不動産事業スキーム



V 匿名組合にみる所得の合算の実現

① 所得合算における連結納税と匿名組合の比較

さて、ここで再び連結納税のそもそもの制度趣旨とそのメリットを考えてみる。

企業が多角化した事業を行ったり、いろいろな地域ごとに事業活動範囲を広げたりする際、それぞれの事業の専門性や地域性に対応した経営を行うために、事業部門ごとに子会社を設立することが数多く見受けられる。激変する経営環境に対応するべく、組織はできるだけ小さくて分権化された方が望ましいという経営理念の浸透により、持株会社の下で子会社として事業を展開していくというのが、最近の組織戦略である。

もしも、連結納税を導入しないと、その事業をその法人の事業部門で行う場合と、子会社で行う場合とでグループ全体としての納税額に差異が生じ、効率的な組織の再編成を阻むことになる。税制としてこのような阻害要因に対応するために連結納税の導入が決定されたのである。

ところで、会社の機能を分析すると、会社

は複数の投資プロジェクトの集合体であるとも考えられる。そして、新規事業を行う場合を考えてみると、会社は、その事業に対する投資家でもある。会社が自らに内部投資をするのではなく、別の組織体において事業に投資する場合、株式の形で出資することも可能であるし、匿名組合の形で出資することも可能である。すなわち、子会社として新規事業を行うことと、匿名組合の組合員として他の営業者に新規事業を行わせることを選択ができる。

さて、連結納税の主たる税務面のメリットは、連結グループ各社の所得を合算することであった。子会社として新規事業を行い、連結納税を採用することにより、所得の合算ができるが、この所得の合算は匿名組合による損益の分配によっても実現可能である。なぜならば、匿名組合はパススルーの性格を持ち、営業者段階では課税されず、匿名組合員において課税されるからである。

② 所得合算における匿名組合のメリット

他方、匿名組合では連結納税に見られた多くのデメリットが存在しない。したがって、新規事業を行う場合には、連結納税のメリットを獲得し、デメリットを回避することが匿名組合出資により可能である。

この場合、営業者は既存の子会社でもよいであろうし、新設の子会社でもよいであろう。ただ、親子会社関係が何らかの理由で望ましくなければ、倒産隔離の手法を利用して、資本関係を遮断することが必要になる。

では、各子会社がすでに行っている事業に対して、その子会社を営業者とし、匿名組合出資することは可能であろうか。理論上は可能なように思われるが、その場合、親子の所得の合算以外の合理的な理由が見出しがたい。増資や貸付金で対応するのが通常である

うから、格別に匿名出資に切り替える合理性が問題となるであろう。

また、以上の理論は、匿名組合員が法人の場合であるが、個人の場合でも基本的な理解は変わらないものと考えられる。したがって、個人でも所得の合算という連結納税のメリットが実現することができるものと考えられる。

VI 税務上の留意点

所得の合算を目的とする場合、赤字法人の欠損金と黒字法人の所得とを通算させることになるであろうから、当然に税務リスクが存在する。節税のためだけに行われたと認定されれば、行為計算の否認等により課税問題が生ずることも予想される。

匿名組合は、基本的には、名前を明らかにしたくない投資家と、資本はないが経営の才を有する営業者との共同事業がその本質であった。したがって、共同事業性がない匿名組合については否認される可能性が高くなる。

個人の場合は、さらに、所得区分が雑所得か事業所得等であるかが大きな問題である。

また、匿名組合の税務の規定は、かなり前に制定されたものであり、実態との乖離があるとの指摘もある。現時点で実務上認められていることが、変更される可能性もある。

以上のように、最近注目される匿名組合であるが、その活用方法や税務上の取扱いについては、これから研究を深めていかなければならない点も数多く存在する。

しかし、事業を展開していく上で、匿名組合方式は大きな可能性を秘めており、今後の実務の発展が望まれる。

(注) 杉本茂・他「スキームの策定とSPCの設立」プロパティマネジメント No.021

〔うしろ・こうじ〕